

# SNSを活用した協働事例の情報発信業務

## 企画コンペ実施要領

令和4年8月  
岩手県

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「SNSを活用した協働事例の情報発信業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

## I 事業の趣旨

本県では、「県民みんなで支える岩手の地域医療推進会議」「温暖化防止いわて県民会議」など様々な分野において県民の参画を促す県民運動が展開され、多様な主体のネットワークが構築されている。引き続き、全県的な目標・課題に、オール岩手で取り組むためには、県民や志を同じくする本県の多様な組織が手を携え、知恵を出し合い、総力を挙げて取り組むことが求められている。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響等により、県民が対外的な活動を控える傾向が見られている。また、令和4年県の施策に関する県民意識調査によると、ボランティア・NPO・市民活動への参加割合は15.6%となっており、特に若年層において割合が低くなっている。

このことから、本業務では、ボランティア・NPO・市民活動への参加割合が低い若年層を主なターゲットに、多様な主体による連携協働の意義や実践事例に関する情報をSNSにより発信し、県民一人ひとりの県民運動への理解促進や参加・参画機運の醸成を図ろうとするものである。

※ 市民活動：市民による自発的な問題解決行動であり、身近な問題、住んでいる地域の問題、関心のあることについて、良い方向に持っていかうとする活動。

※ 県民運動：地域医療体制づくりや地球温暖化防止、交通事故防止など、全県的な目標・課題に関する多様な主体が連携した取組。

## II 事業の概要

### 1 事業名

SNSを活用した協働事例の情報発信業務

### 2 事業内容

ボランティア・NPO・市民活動への参加割合が低い若年層を主なターゲットに、SNSを活用した情報発信を行い、県民一人ひとり県民運動への理解促進や参加・参画機運の醸成を図るための取組を行うことについて、受託者を募集する。

事業の詳細は、別添「SNSを活用した協働事例の情報発信業務仕様書」を参照のこと。

### 3 委託期間

契約締結の日（令和4年9月下旬を予定）から令和5年3月20日までとする。

なお、天災地変その他事情の変更により委託業務の継続が困難と判断したとき又は受託者による委託業務の実施が適当でないとき認めるときは、契約の全部又は一部を解除することがある。

#### 4 委託料の上限額

##### 1,369千円（税込み）

なお、見積りに当たっては、消費税及び地方消費税の税率に相当する率を10%として算定すること。

### Ⅲ 参加要件

参加者は、次に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者とする。

#### 【参加資格の要件】

- 1 参加者は、原則として岩手県内に事務所を有し、かつ岩手県内を中心に事業・活動を行っている単独の法人その他の団体又は左記2者以上で構成されるグループ（以下「グループ」という。）であること。なお、岩手県外に事務所を有する法人等がグループ構成員に加わり、岩手県内の法人等と連携して応募参加することは可能とする。
- 2 参加者が、特定非営利活動法人の場合は、岩手県内に事務所を有し、特定非営利活動促進法第2条第1項に定める別表の19「前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」に該当する活動を行う特定非営利法人であること。また、その特定非営利活動法人は、同法第29条による事業報告書等の提出を遅滞なく行っていること。
- 3 参加者がグループを含む任意団体の場合は、宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではなく、かつ、特定の公職者（候補者を含む。）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- 4 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 5 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 6 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体に該当しないものであること。また、次の(1)～(5)のとおり。
  - (1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
  - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していないこと。

- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていないこと。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していないこと。
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ※ なお、県は、事業所の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- 7 参加資格確認申請書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
  - 8 7までの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
  - 9 当業務の遂行に当たり、県の要請に応じ迅速かつ円滑に事務処理ができること。

#### IV 企画コンペ手続等に関する事項

##### 1 担当課

岩手県環境生活部若者女性協働推進室（「IX 問合せ先」参照）

##### 2 実施要領等の交付

企画コンペに関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。

※ トップページ（<https://www.pref.iwate.jp/>）>県政情報>入札・コンペ・公募情報>コンペ>コンペ参加者募集情報

###### 【交付資料】

- (1) 企画コンペ実施要領（本書）
- (2) SNSを活用した協働事例の情報発信業務仕様書
- (3) 企画コンペ審査要領

##### 3 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

###### (1) 受付期間

令和4年8月2日（火）～8月10日（水）午後5時まで

###### (2) 受付場所

岩手県環境生活部若者女性協働推進室（連絡先は「IX 問合せ先」参照）

###### (3) 提出方法

【様式1】「実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入の上、原則、電子メール又はFAXにより提出すること。

#### (4) 回答方法及び期日

受け付けた質問については、質問事項と回答事項を取りまとめて、令和4年8月12日（金）までに岩手県公式ホームページに掲載する。

○ 岩手県公式ホームページ

<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/compe/sanka/index.html>

#### 4 説明会の開催

本業務に係る説明会は、開催しない。

#### 5 参加資格の確認

参加者は、以下の参加資格確認申請書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

##### (1) 提出書類

- ・ 【様式2-1】 企画コンペ参加届出書
  - ・ 【様式2-2】 組織等に関する調書
  - ・ 【様式2-3】 現年度の事業等に関する調書（その他の受託事業及び補助事業の状況）
  - ・ 【様式2-4】 役員名簿
  - ・ その他、法人等の事業状況等がわかる資料（ある場合のみ添付）
  - ・ 参加資格確認結果の通知用封筒（長型3号封筒に参加資格確認結果の通知の送付先を明記し、定型郵便物84円分の切手を添付したもの）
- ※ 参加者がグループの場合は、代表者以外の構成員についても、それぞれ様式2-2から様式2-4までを提出すること。

##### (2) 提出期限

令和4年8月18日（木）午後5時〔必着〕

##### (3) 提出先

岩手県環境生活部若者女性協働推進室（連絡先は「IX 問合せ先」参照）

##### (4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

- ・ 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。
- ・ 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて、期日までに必着のこと。

##### (5) 確認結果

参加資格の確認結果は、令和4年8月22日（月）までに文書・FAX等により通知する。

##### (6) 留意事項

- ・ 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、企画コンペに参加することができない。
- ・ 参加資格の確認は、上記「(2) 提出期限」の日をもって行う。
- ・ 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とする。

## 6 参加資格の喪失

参加者は、下記「V 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画提案選考委員会の実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

## 7 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を、以下により提出するものとする。

### (1) 提出書類

次の書類を各3部（正本1部、写し2部）提出すること。

また、参加者がグループの場合は、企画提案書に企画コンペ参加に係る対応窓口として、グループの代表となる法人等の名称を明記すること。

ア 企画提案書表紙（様式4）

イ SNSを活用した協働事例の情報発信業務企画提案書（様式5）

ウ 見積書（様式6）

エ 事業に関わるスタッフ一覧（様式7）

### (2) 提出期限

令和4年8月26日（金）午後5時〔必着〕

### (3) 提出先

岩手県環境生活部若者女性協働推進室（連絡先は「IX 問合せ先」参照）

### (4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

- ・ 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。
- ・ 郵送の場合は、封筒表に、企画提案書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて、期日までに必着のこと。

※ 提案は、1者につき1提案とし、複数提案を認めない。また、企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。

## 8 企画提案の無効

上記「5 参加資格の確認」(6)により参加資格が認められなかった者の企画提案及び下記のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

- ・ 提出期限を過ぎて提出された提案
- ・ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- ・ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ・ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

## 9 企画コンペ参加の辞退

上記「5 参加資格の確認」による参加資格の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が、企画コンペ参加を辞退する場合は、【様式3】「企画コンペ参加辞退届」を令和4年8月29日（月）午後5時まで〔必着〕に、岩手県環境生活部若者女性

協働推進室（住所等は「IX 問合せ先」参照）に持参又は郵送により提出すること。

なお、企画コンペ参加を辞退した者は、これを理由として、以後県が実施する他の企画提案募集等について不利益な取扱いを受けることはない。

## V 受託候補者の選定方法等に関する事項

本業務の受託候補者の選定に当たっては、提出書類の審査のほか、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力を総合的に評価して、受託候補者を選定する。

### 1 選定の機関

参加者の企画提案の選考は、「企画コンペ審査要領」に基づき、企画提案選考委員会において行う。

### 2 審査事項

参加者の企画提案書、見積書及び関係書類に基づき、書面審査により下記の選定基準について評価、得点化し、選考委員会で審議する。

- (1) 企画提案内容が的確であること。
- (2) 業務を実施することによる効果が期待されること。
- (3) 業務を適正かつ確実に実施する運営能力を有していること。
- (4) 費用の積算が妥当で提案内容と整合性がとれていること。
- (5) その他特に優れた点があること。

### 3 審査委員会の開催

令和4年8月下旬～9月上旬の間（予定）

### 4 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査結果は、受託候補者を内定後、速やかに応募者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。
- (2) 審査結果は、県公式ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

## VI 受託候補者決定後の契約について

県と受託候補者との間で、仕様書の内容等を協議の上、契約事務を取り進める。したがって、当初提出した見積書の額が契約額とならない場合がある。

### 1 契約保証金

契約金額の100分の5以上の額とする。ただし、免除となる場合がある。

### 2 契約となった場合の委託料の支払方法

原則精算払いとする。ただし、事業の執行計画等に応じて、部分払、前金払が可能となる場合がある。

## VII 公正な企画コンペ実施の確保

- 1 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54

号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- 3 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- 4 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## VIII その他

### 1 提出書類の取扱い

- (1) 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

### 2 企画コンペ参加に要する経費について

企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

### 3 手続の停止又は契約の解除に係る費用補償について

手続の停止又は契約の解除があった場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。

### 4 その他

- (1) 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
- (2) 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

### 5 本企画コンペに関するスケジュール（予定）

項 目	日程（予定）
① 実施要領（本書）公表	8月2日（火）
② 質問票の提出期限	8月10日（水）午後5時まで
③ 質問に対する回答	8月12日（金）
④ 参加資格確認申請書類提出期限	8月18日（木）午後5時まで
⑤ 参加資格確認結果の通知	8月22日（月）
⑥ 企画提案書等の提出期限	8月26日（金）午後5時まで
⑦ 企画提案選考委員会の開催	8月下旬～9月上旬（調整中）

⑧ 審査結果の公表・受託候補者の決定	9月上旬
⑨ 事業実施（委託）期間	9月下旬～令和5年3月20日

## 区 問合せ先

岩手県環境生活部若者女性協働推進室 連携協働担当（担当者：佐藤）

住 所 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1（県庁11階）

電 話 019-629-5198（直通）

F A X 019-629-5354

Eメール AC0006@pref.iwate.jp